

京都橘大学障害のある学生の差別解消の推進体制に関する規程

2020年12月14日

最近改正 2025年6月17日

目次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (障害を理由とする差別解消の推進体制とその責務)
- 第4条 (環境の整備)
- 第5条 (相談体制)
- 第6条 (紛争の防止および解決等のための体制)
- 第7条 (全学的な障害学生支援施策の検討および実施)
- 第8条 (事務主管)
- 第9条 (改廃)

附則

(目的)

第1条 この規程は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、ならびに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）」（以下「法」という。）および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）」（以下、「基本方針」という。）に基づき、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（令和6年1月17日5文科初第1788号）」（以下、「対応指針」という。）に則して、京都橘大学における障害のある学生に対する差別解消の推進体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、以下の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「障害のある学生」

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害および高次脳機能障害を含む）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む）があり、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学学生、本学が実施するオープンキャンパスの参加者や入学試験の受験者、入学手続きを済ませた入学予定者をいう。なお、法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

(2) 「社会的障壁」

障害のある学生にとって日常生活または社会生活を営む上で妨げになるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 「学生」

京都橘大学における教育・研究、その他本学が行う活動において、そこに参加または関与する正規の学部・大学院生等をいう。なお、正規の学生以外で本学に在学または在籍し、修学または研究に従事する者（ただし、雇用関係のみがある者を除く）も含む。

(4) 「教職員」

京都橘大学に勤務するすべての教員および事務職員をいう（業務委託により従事する者・派遣労働者・パートタイマーを含む）。

(5) 「部局」

本学の学部・研究科、センター、部、課、事務部、室をいう。

(障害を理由とする差別解消の推進体制とその責務)

第3条 法に定められた義務を履行するために、障害のある学生の差別解消の推進体制を置く。

2 最高管理責任者には学長をもって充て、次の各号の対応に関して、総括監督責任者および監督責任者が適切に対応を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負う。

(1) 障害を理由とする差別解消の推進

- (2) 次条で定める環境の整備等
- (3) 障害学生支援に関する本学全体の統括
- 3 統括監督責任者には最高管理責任者が指名した副学長1名ならびに法人事務局長をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、次の各号の任にあたり本学全体における障害のある学生の差別解消の推進および環境の整備等に関し必要な措置を講じる。
 - (1) 施設等のバリアフリー化の促進
 - (2) 必要な人材の配置
 - (3) 障害のある入学希望者に対する受入れ方針の明示
 - (4) 障害を理由とする差別の相談に関する学内体制の明示
 - (5) 学内の障害のある学生に対する合理的配慮の決定過程の明示
 - (6) 情報アクセシビリティの向上
 - (7) 新たに役職者となった教職員および新たに教職員となった者に対する研修の実施
 - (8) 障害のある学生へ適切に対応するためのマニュアル等の整備
 - (9) 障害のある学生への対応を行う教職員に対するスーパーヴィジョン等の研修機会の提供
 - (10) 障害のある学生の所属学部や学科、担当教職員により提供している合理的配慮の内容が著しく異なる等の事態に対する全学的な調整および再発防止
- 4 監督責任者には部局長をもって充て、当該部局における障害のある学生の差別解消の推進に関し責任を有するとともに、次の各号の任にあたる。
 - (1) 当該部局における、障害を理由とする差別解消の推進および環境の整備等に関すること。
 - (2) 当該部局における監督者を指定し、障害を理由とする差別解消の推進および環境の整備等に必要な措置を講じる。
- 5 監督者には専任教員および専任事務職員のうち、監督責任者が指名した者を充て、監督責任者を補佐するとともに、差別の発生防止および早期解決のための日常的な対応として次の各号の任にあたる。なお、学科においては各学科長（通信教育課程においては課程長）を充て、研究科においては監督責任者が兼ねるものとする。
 - (1) 障害のある学生から、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供義務違反に関する相談や苦情の申し出等があった場合、公正・中立的な観点から対応を行う。
 - (2) 部局に所属する教職員に対して、障害のある学生に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督する。
 - (3) 部内の会議や研修の機会等の日常業務を通じ、障害を理由とする差別解消に関する教職員の注意を喚起し、認識を深める。
 - (4) 合理的配慮の必要性が確認された場合、同部局内の教職員に対して、合理的配慮の提供等を行うよう指導する。
 - (5) 障害を理由とする差別にあたる可能性のある問題が生じた場合には、速やかに監督責任者にその旨を報告するとともに、監督責任者の指示に従い、迅速かつ適切に対処する。

（環境の整備）

第4条 本規程第3条の任にあたる者は、法において事業者の努力義務とされている不特定多数の障害者を主な対象として行われる社会的障壁の除去（事前的改善措置・環境の整備）を推進するため、対応指針に即して次の各号に掲げる施策を具体的に実施する。

- (1) バリアフリー化施策
- (2) 情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策
- (3) 意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービスおよび介助者等の人的支援のための施策
- (4) 教職員に対する研修および規程等の整備
- (5) 技術進歩の動向を踏まえた取組

（相談体制）

第5条 障害のある学生および関係教職員からの相談に対応するために、京都橘大学障害学生支援室（以下、「障害学生支援室」という。）を置く。障害学生支援室の組織および運営に関する必要な事項は別に定める。

- 2 障害のある学生およびその家族等からの障害を理由とする差別解消に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次の各号に掲げる部局とする。

- (1) 授業および学内での学修に関する事…所属する学部・研究科（学科長・研究科長）、所属学部・研究科担当教学事務部各課、障害学生支援室
 - (2) 課外活動に関する事…課外活動振興課
 - (3) 福利厚生に関する事…学生支援課
 - (4) 就職進路に関する事…就職進路課、障害学生支援室
 - (5) 心身の健康に関する事…学生健康支援・相談センター
 - (6) 通信教育課程に関する事…生涯教育・通信教育課、障害学生支援室
 - (7) その他、学生生活に関する事…学生部長の判断により関連部局が対応する
 - (8) 入学試験に関する事…入学課、障害学生支援室
- （紛争の防止および解決等のための体制）

第6条 教職員の対応や合理的配慮の決定過程および内容について、疑義や不服のある障害のある学生の相談は、障害学生支援室にて受け付ける。具体的な対応については、京都橘大学障害のある学生に対する教職員対応要領に定める。

（全学的な障害学生支援施策の検討および実施）

第7条 障害のある学生の差別解消の推進に関する全学的な施策の検討は、部局長会にて行う。

（事務主管）

第8条 この規程に関する事務主管は、学生支援課とする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月19日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2022年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2025年6月17日より施行し、2025年4月1日より適用する。

(R6. 4. 1) 京都橘大学障害のある学生の差別解消の推進体制に関する規程(令和2年12月14日制定第2264号)

(R5. 4. 1) 京都橘大学障害のある学生の差別解消の推進体制に関する規程(令和2年12月14日制定第2264号)

(R4. 9. 1) 京都橘大学障害のある学生の差別解消の推進体制に関する規程(令和2年12月14日制定第2264号)

(R4. 4. 19) 京都橘大学障害学生支援に関する規程(令和2年12月14日制定第2264号)

(R3. 7. 20) 京都橘大学障害学生支援に関する規程(令和2年12月14日制定第2264号)

(R3. 4. 1) 京都橘大学障害学生支援に関する規程(令和2年12月14日制定第2264号)